

第5回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会会議録

平成16年5月26日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

青森国際ホテル 3階「萬葉の間」

(委嘱状交付、副知事あいさつ、組織会については省略します。)

議 事

(1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る大畑川流域の保全地域(案)

(2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る大畑川流域の保全計画(案)

司会(原田)

次に議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、「青森県附属機関に関する条例」第6条第2項の規定に基づきまして、会長がその職を努めることになっておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。

佐々木会長

それでは、よろしいでしょうか。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

今日の議事は「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に係る大畑川流域の保全地域(案)と保全計画(案)についての審議となっております。

最初にこれまでに大畑町で地元住民との条例の勉強会、保全地域(案)の説明会及び3回にわたる意見交換会を実施しておりますが、その際に地元の皆様から出された主な意見を事務局から紹介していただきます。事務局の方宜しくお願いします。

事務局(神)

河川砂防課長の神でございます。委員長の方からもお話がありました、これまでの概要についてお話ししたいとおもいます。

大畑川流域の保全地域、保全計画につきまして、地元住民の皆様と条例の勉強会ですとか、更に保全地域(案)の説明会の他に3回にわたり、これまで意見交換会を実施してございます。その際に、住民の皆様からいただきました主な意見の内容についてこれから概略ご紹介もうしあげます。

まず、保全地域に付いてでございますが、森林に関するものとしましては、大畑川本流に流入する沢筋を含めた地域を指定すべきではないかという意見、また、河川に関するものとして河川を一連のものとして、大畑川の上流から下流までの区間を切れ目なく一体的に指定すべきではないかという意見がございました。これらの意見に対しまして、森林の区域につきましては、国有林管理担当と協議を進め国有林管理担当から示されました考え方、具体的には、ひとつには保全地域に指定された場合、植樹の活動ですとか、巡視活動等の施策の検討がしやすい区域であること。二つ目として奥地の方に入った箇所や危険があるような箇所、人が利用しにくい箇所でないこと。三つ目として、森と川が一体となるよう、川の周辺の森林が途切れず連続するようにすること。これらを基本に区域の検討をしました。その結果、まず一番目として地域住民と一体となった施策の検討がしやすいこと。二つ目として川筋を主体として、川の両岸を確保し連続した区域が確保されていること。三つ目として本河川で希少なスギノコが生息する赤滝の上流から重兵衛沢合流点、すなわち、一番上流にあたりますけどここまでの川筋周辺の森林も含んでいる。こういうことから国有林内における保全地域の指定区域を今回選定したものであるということを地元住民の皆様にご説明をいたしました。

その結果、住民の皆様からは、国有林内の指定区域に関しましては様々な意見がございましたが、今回の保全地域指定をひとつの出発点として、今後その保全活動を推進しながら将来この指定地域の拡大についても提言していくことを意見交換会の出席者全員の共通認識にするということをご理解をいただいております。

ります。

また、河川につきましては、河川管理者である私ども県といたしましては上流から下流まで一体的に地域指定することが、自然豊かな大畑川の保全により一層の効果が期待できるということから、そのような保全地域指定に今回変更いたしました。これにつきましてもご理解をいただいたところでございます。以上でこれまでの意見交換会の概ねの内容紹介を終わらせていただきます。

佐々木会長

それでは、次に第4回青森県ふるさとの森と川と海の創造審議会において事務局が配布しました「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る大畑川流域の保全地域(案)」並びに「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る大畑川流域の保全計画(案)」について、今報告ありましたような意見等に基づいて変更されたところがありましたので、事務局の方から説明させていただきます。よろしいでしょうか。

事務局(笠井)

事務局河川砂防課、笠井の方からご説明させていただきます。ご説明をさせていただく前に本日使います資料の方をご案内いたします。まず、手元の方に今日配布しました追加資料とかかれましたA3判の資料一枚物がひとつ、それと資料1と書きました次第と、資料2としまして保全地域(案)の検討に係る資料、資料3 保全計画(案)に関する検討資料、資料4としまして今後のスケジュールを書きました資料の方が手元の方にお揃いでしょうか。皆さんの方お揃いの方ですので、資料の説明をさせていただきます。

今回の審議会におきまして、保全地域に係る保全計画を審議していただくことになるのですが、その前に保全地域、何の為に保全地域を指定するのかということが条例文と基本方針のほうに書いてありますので、そちらの方をまず、ご紹介させていただきたいと思っております。手元の方に資料2をご用意ください。

資料2の一番最後のページ、28ページにおきまして条例文、基本方針の抜粋をのせております。まずは、保全地域に係るものとして、条例文左側なのですが、第6条を読みあげますと、「知事は、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川又は、海岸の区域(これらと一体となって、自然環境を形成している土地の区域を含む。)のうち、ふるさとの森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域を保全地域として指定することができる。」というように定めております。そして、右側の方にいきまして、基本方針に(1)保全地域の考え方というものがございます。「ふるさとの森と川と海保全地域(以下、保全地域という。)は、豊かな自然を有するとともに、農林水産業の生産活動や地域の人の生活と結びついて地域文化を形成し、県民の生活の礎となっている森林・河川・海岸の区域を、優れた状態のまま次世代に伝えていくことを目標とするものである。」に基づいて、保全地域を策定する、保全地域を検討するという作業を行いました。

前回審議会4回目におきまして、お示した保全地域案と今回手元の方に用意した資料の保全地域案と変更点がございましたので、その変更点を中心にご説明いたします。

資料2の1ページ目を開いていただきますと目次というものがございます。こちらの方の目次におきます1.大畑川流域の概要、2.森・川・海の概況、3.動植物、4.森・川・海の住民活動。こちらまでの資料につきましては、前回の審議会までにお示したものと同一資料を使っております。

前回使いました資料を再構成いたしまして掲載しているもので、再調査に基づく資料ではないことを付け加えておきます。保全地域は流域を一体してとらえて検討することとしておりますけれども、森林、河川、海岸毎に前回は審議会におきましてもご説明しておりましたので今回も森林、河川、海岸ごとに修正点をご説明いたします。

資料が複数あって申し訳ないのですが、追加資料というもの、A3判をご用意ください。追加資料の左側半分におきまして、保全地域案の変更点についてかいてあります。読み上げていきますと「森林の区域、第4回審議会でお示した森林の基本的考え方を踏まえつつ、事務局が精査を行った結果により、修

正案を提案します」とあり、資料2のページ14ページ、16ページの方で提案をしております。その精査の方法としまして、下の三項目がございます。

保全地域に指定された場合、施策の検討がしやすい区域であること。

奥地に入った箇所や危険があるような箇所、人が利用しにくい箇所ではないこと。

森と川と海が一体となるよう川の周辺の森林が途切れず連続すること。

以上の3つの項目に基づいて保全地域の精査を行いました。林班という境目で保全地域を示すことができなくなった範囲につきましては林班の中の小単位で、現地の地形や森層などの実態をよく表している小班で区切って線引きする事といたしました。

前回の意見に対しての意見をご紹介しますと、「保全地域とそれ以外の区域の違いが明確ではない。」「保全地域に指定して何を行うのか解からない。」という意見がございました。

河川の区域の変更点といたしまして、前回の審議会におきましては、旧河川の区域、高橋川地区、薬研溪流の区域、及び赤滝上流の区域を優先的要件に基づき個別に検討することを提案しておりましたけれども、これらのうち、大畑川本川の区域を上大畑橋から赤滝上流の重兵衛沢合流点までこれを連続とする区域を提案いたします。

資料2のページ17ページ、26ページのほうで、図面を紹介しております。

前回の案に対する意見としましては、「河川に関しては基本的に全体を保全することを前提に考えた方がいい。」「川に関しては、水の流れを考えると流域全体で指定しないと実質的な保全にならない。」という御意見がございました。海岸区域につきましては前回提案の区域、ちぢり浜の区域、木野部自然海岸の区域、ということで変更はございません。

今回の資料2についてページを追って、御説明いたします。2ページ目をめくっていただきますと左側半分におきまして流域の概要、右半分に土地利用をご紹介します。

大畑川が流れる大畑町は、町の面積の大部分を森林が占め、河口付近に商店や住宅が密集していることが右側の図2「大畑町の土地利用」から確認いただけます。ページをめくりまして3ページ目のほうには、流域の産業、漁業、林業、農業の移り変わりをご紹介しております。農林水産業の生産活動が、昔と今を比べると変化してきていることが解かります。その次の4ページ目におきましては、森・川・海の概況を示しております。

これは、保全地域の検討の上で事務局が参考とした事項を記述しております。次の5ページ目から6ページ目におきましては、大畑川流域の状況を示した写真が載せてあります。こちらの方、5ページ目の図面は右側が海、津軽海峡になっております。私どものほうで、今回、上大畑橋ということで、河川の下流端としておりますのは、この図面の1-3,1-4と言う矢印が書いてあるところがございます。こちらが上大畑橋という地点でございます。1-3の写真を見てもらいますと川幅が広く見えるのですけれども、川のすぐ背後まで住宅がせまっている。川岸はコンクリート張りで目立った植生が見えないと言うのが確認いただけるかと思えます。1-4につきましては、同じところから上流をみたものですが、こちらの写真につきましては、非常に小さい写真なのですけれども、中央中ほどに茶色ものの干潟のようなものが、見えているのが解かります。

その右側の方に小さい点々とした、こちらは鳥、ウミネコ、海鳥なのですけれども、そちらが集まっているのが確認できる写真となっております。1-5は旧河川を写した写真となっております。下のほうにいきまして、1-2の写真は、海岸を写した写真ですが、波を打ち消す消波ブロックというものが整然と並べているのを写した写真です。1-1の左側のところに水面のところにも同じような海岸ブロック、消波ブロックが写っております。

次の6ページにいきますと薬研溪流の近辺、薬研温泉の近辺の溪流を示す写真が載せてあります。次のページにいきますと、7ページなのですけれども左上3-1こちらの写真の方、標柱が立っております。小さい字ですのでご確認できないかもしれませんが、「かけはしの森」というものが書いておまして、

こちらは、大畑町で「植樹祭」など行う時の場所として使われている場所でございます。3-2 という写真におきまして、中央の橋のように見えるものは、森林鉄道の名残だと聞いております。3-3、3-4 上流部の方にいきますと、川幅も狭く水深も浅いということがご確認いただけたと思います。

ページ8 ページの方にいきますと、動植物の調査結果を8 ページから9 ページにかけて既存文献による哺乳類、鳥類の鳥の調査結果を記述しております。10 ページ、11 ページにおきましては、魚類、底生生物、植物に関する調査結果を私共のほうで実施しました14 年度の調査結果、現地調査も合わせて記述しております。この調査結果におきまして、特にお知らせすべき事項と致しましては、私共のほうで現地調査しました内容として10 ページのほうです。魚類に関しては、森林などから清浄な水が供給される地域に生息するトミオなどが確認されています。この確認した場所というものは、こちらの資料では具体的に、詳細しておりませんが、旧河川というところにおきまして確認をしております。そして、11 ページの方にいきますと左側のほうに底生生物と言うものの記述がございます。こちらの底生生物は、一般の方、中々聞きなれない言葉かと思うのですが、私共、この後ご紹介する保全計画の方におきまして、底生生物による現地調査、地域住民と一緒にやっていくということを考えておりまして、こちらの底生生物というものは、河川の水質を判断する指標として、誰もが取り組みやすい指標として取り入れられているもののひとつです。

今回14 年に実施しました調査結果におきまして、支点STの2 と書かれました上大畑橋、こちらの方におきまして、表の4 の下にあります水質階級区分3「きたない水」というものに分類されるイソコツブムシというものが確認されました。それ以外の区域におきましては、水質階級区分、「きれいな水」というものに分類されるものとして蜻蛉類、カワゲラ類が確認されました。

植物につきましては、三日月湖というところ、旧河川のところにおきましては、ミクリという植物の群生を確認いたしました。

12 ページにおきまして、森、川、海の住民活動を載せております。主な、住民活動といたしまして、大畑町による植樹祭、1988 年に第一回植樹祭を開催しまして、それ以降、現在以降も継続していくと聞いております。

資料の真ん中にあります「川に石を入れる事業(つぶて合戦)」というものがございます。こちらは、川に玉石を投げ入れ、川魚の産卵や底性生物の棲家を作ると言うことを目的に行っているもので、町民80 人規模が参加し、石を投入しております。その主な位置図、位置を示したものが13 ページにございます。

14 ページ以降に保全地域案に関する説明がございます。森林の基本的な考え方というものがございまして、ア、イ、ウ、エ、オと言うものが5 項目ございます。こちらに先程、私の方で言いました精査の項目、3 項目を踏まえまして検討した区域が16 ページの森林の保全地域指定案というものです。

この指定を検討している森林には(2)の 県民等による取り組みが行われている森林として「ふれあいの森」や「漁民による森作り活動」、「大畑町植樹祭」等が行われている森林が含まれております。森林の保全に対する県民等の要望が強い森林として、国有林については、「大畑ヒバ施業実験林」、「国設薬研野営場」、教育観察林など教育やレクリエーションなどに活用されております。

民有林につきましては、「大安寺安らぎの森」として地域住民の憩いの場となっている森林が含まれております。16 ページの図面という右側の河口部付近にあります緑の着色、こちらが「大安寺安らぎの森」と呼んでいる地区です。そして左側の大畑川本川を含んだ一連の緑の着色は、国有林と言うところに含まれる地域でございます。管理者で言えば、東北森林管理局青森事務所、こちら地方で言えば、下北森林管理署という所におきまして管理をしている地域になります。

そして、飛びまして17 ページにおきましては、河川の方の保全地域の考え方がかいてあります。17 ページの として指定範囲というものが書いてあるんですけども、指定範囲とすれば小さな河跡湖、大きな河跡湖それぞれ図面という所の19 ページの所に旧河川、小さいものと大きいものが確認できると思います。

三日月状、馬蹄形状になっておるもの。 と に挟まれと所が旧河川の小さな旧河川、数字の 、 で囲まれました近くにあるものが大きい旧河川と呼んでるものです。

こちらは、基本方針の優先的要件のイ、ロ、ハ、ニ、ホと5項目あるうちのホを除いたイ、ロ、ハ、ニの項目を合致していると考えております。その指定理由というのが 番に書いております。

「当地域は、旧河川の大きな蛇行の形跡が当時のままに残っているので、その形態で保全し、大畑川の歴史として将来に引継ぎ、市街地に近接する位置的特性を活かした環境学習等の場として利用できると共に、周辺開発の恐れがあり、その優れた自然環境が損なわれる可能性が高い地域となっている。」としております。

18 ページの方へいきまして、イ、高橋川地域の区域とあります。こちらの方の指定範囲、指定範囲については に書いておるのですけれども、河川とすれば、上大畑橋と言う所から赤滝上流の重兵衛沢合流点までを一連として指定すると言う言葉を一番冒頭で紹介いたしましたので、 番の指定範囲と書いておるものは保全地域の指定範囲ということではなくて、今、特徴的なものをご紹介している高橋川地区の範囲としての範囲を説明しているということでご理解下さい。

保全地域の指定理由としまして、「高橋川地区は、山麓地形直下の扇状地上部に位置し、網目状の砂州の発達を確認でき、河床には砂礫がみられる。また、汽水域の上流端の近くに位置し、多様な生物が生息しているなど、河川生態環境が優れた地域である。当地域は、以前からアユが生息する場所と知られ、「川に石を入れる事業」のイベントが 2000 年から継続的に実施されるなど、地域住民の主体的な取り組みが行われている区域であり、地域住民の環境への意識が高い地域である。」としております。19 ページに旧河川及び高橋川地区の保全地域の位置図を示しております。大畑川本川、上大畑橋上流と旧河川、小さな旧河川、大きな旧河川を考えております。

そして、20 ページの方へいきまして、薬研溪流の区域としまして保全地域の指定理由としては、「薬研溪流は凝灰岩類が織り成す甌穴（おうけつ）や滝などの特異な地形を有し、そこに希少な鳥類が生息するなど自然環境が特に優れた地域である。」優先的要件のロと二に該当すると考えております。

21 ページに薬研溪流の保全地域を黄色く着色をしております。河川で考えるものと森林で考えるものと両方重ねて着色をしております。22 ページでは、赤滝上流の区域、保全地域の指定理由としまして、「当地域は地域固有性のあるスギノコの生息するという特徴ある河川空間があり、溪畔林と一体となって優れた自然環境を呈している」となっております。優先的要件のロと二に該当すると考えております。

保全地域の範囲としまして 23 ページの方へ図面を示しております。24 ページの方へいきますと海岸の保全地域をご紹介しております。保全の考え方といたしまして、当該保全地域の自然を維持保全する必要から保全計画を作成するのですけれども、この中で主な施策と考えているのは次の 4 項目あります。

木野部自然海岸地域では、岩礁に生息する生物や海鳥の観察などを通し、優れた自然環境を将来にわたり維持保全する為次世代の人に対し自然学習の場を設ける。その他、3 項目ございます。保全地域の指定理由として のところに「木野部自然海岸地域は、荒々しい岩礁地帯で重要希少野生生物に指定されているシノリガモの生息地になっている。また、自然が優れた動植物の生育・生息にとって、重要な機能を果たしている。ちぎり浜は、波蝕台を形成する特異な地形を有しており、人と自然とのふれあいの場となっている。優先要件で言うイ、ロ、二、ホの 4 項目に該当すると考えております。以上、長く保全地域のことをご説明したのですけれども、森林と河川と海岸それぞれ考えたものを重ね合わせた図面が 27 ページのところ、今回提案する保全地域案を 27 ページに紹介しております。

引き続き保全計画案の方もご紹介させていただきます。説明のほう大分長くなってきたのですけれども、保全計画資料 3 の方をご用意下さい。前回までの審議会におきまして、現状を維持するだけの記述に留まっていた保全計画の内容を今回の提案では、保全施策の項目のひとつとして、あるべき姿に向けた適切な創造を加えております。

これは、保全地域だけで保全を図って流域全体が守られるわけではないとの考えから、特定行為をする

場合の留意事項、方向性を記述したものです。資料の3に於いては新旧の対比として左側に第4回審議会をお示ししたものの、右側に今回提案するものを対比させてご紹介しております。右側の部分の今回提案するものにつきましては、今回の修正箇所アンダーライン、下線を引いております。1ページ目のところに修正事項を項目ごとにまとめたものがあります。修正事項の項目とすれば1、基本方針通りに修正 2、表現の統一 3、誤字、誤表記などの修正 4、文章の再検討 5、重複表現の削除 6、文章表現を簡易にした 7、新規追加の検討 8、その他と8項目にわたりまして私共の方で前回提案した保全計画案を修正いたしました。その中で、審議会委員の皆様のように特にご説明する事項と致しまして、7の新規に追加した事項、をご紹介いたします。

5ページの上から11行目のところに「オ、あるべき姿に向けた適切な創造の推進、創造の施策においては、大畑川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。」ということで考えております。

9ページ目から下1行目の所に「保全地域を中心に森・川・海での住民参加による定期的な清掃活動などの活動を推進する。」という言葉があったんですけども、そちらの方に私共の方で新たに里親制度という言葉を追加いたしました。そちらの里親制度という言葉の説明を18ページの方に記述しております。18ページの方、ご覧下さい。

18ページの左側のほうに里親制度の仕組み、イメージというものを記述しております。

そして、右側の下から2つ目の項目のところに里親制度の語句説明を記述しております。語句説明を読ませていただきます。「河川、海岸等の一定の区間において、住民団体、愛護団体、NPO、企業等の自発的なボランティアを募り、これらの団体を「里親」にたとえて、河川、海岸等の一定区間を「養子」とし、美しい河川、海岸等の環境を創出しようとする制度」です。その仕組みというものが左側半分にあります。河川、海岸の愛護団体としましては住民団体、愛護団体、NPO、企業等の自発的なボランティアがありまして、そちら側から参加申し込みがありましたら里親として認定をし、覚書（養子縁組）というものをさせていただきます。その取り交わした団体のほうには、河川管理者、海岸管理者のほうからゴミ袋、軍手等の支給、その他ボランティア保険の加入、里親看板の設置と言うものの支援を考えております。

ボランティア保険というものの加入を推進することによりまして、地域活動がより活発的に行われるものと期待しております。

そして、里親制度の看板設置というものは、その活動する団体に所属する方々の意識を高めるという目的がひとつ。その看板を見た方々がこちらの地域においては、誰々が頑張っていると言う事、その活動されている以外の方への啓蒙、啓発の目的も含めての看板を設置していきたいと考えております。

現在、考えている里親制度の看板の案としましては、その表、図面中に書いてありますような実施地区を示したものと、啓蒙を図る為の文言を書くことを検討しております。

そして、資料3の3ページ目に於きましては、基本方針の抜粋と保全計画の構成を載せております。右側半分の保全計画の構成につきましては、基本方針に定めた保全計画に記述すべき事項の項目と今回私共の方で事務局が作成した保全計画の構成立てに違いがないと確認して頂きたいという事で記述してあるものでございます。

保全計画のほう、新旧対比しておりますので大雑把に飛ばしながら見て頂きますと、まず、6ページの方です。

次のページにおきましては、大畑川流域の保全地域を書いた所なのですけど。

こちらの変更点としましては、森林の保全地域を示した林班の名前が4桁表記になりました。こちらは、森林の管理する管理者の方で4桁表記に記述が変わった事に伴うものです。

又、私共の方事務局の方で、森林の区域の見直しを行いましたので林班の記述の違いが何点かございます。河川の方に於きましては左側にある旧河川、高橋川地区の区域、薬研溪流の区域、スギノコの区域を、

4項目を一連とするという事で考えましたので、上大畑橋から赤滝上流の重兵衛沢合流点までの区域及び旧河川区域という言葉をつけ加えました。

次のページにいけますと、こちらのページの大きな変更というものは、これまでの資料であれば群落という言葉を使っていたのですが、群落という言葉が一般県民の方にあまり馴染みがないということで、群落という言葉をやめました。そして、こちらのページの新しい方の上から3行目、4行目のところに於きまして、木材の生産と言うものを追加致しました。こちらの記述は、「木材の生産、水資源のかん養、動植物の生息・生育の場など」という、これまでの記述に於いて木材の生産という大事な森林の機能の一つを、記述を忘れておりましたので、追加するものです。

又次のページにいけますと、大きな変更と致しましては、私共の方で、前回この文章の中程なのですが、大畑川河口はイカを主としたという記述において、前は近海漁業という言葉を使っていたのですが、私共の方の漁業水産担当の方に聞きましたら、近海漁業という言葉が無いと言うことで、そういう言葉に近い言葉が沿岸沖合漁業という言葉だと言うことの指摘がありましたので、言葉を修正、沿岸沖合漁業と言う言葉に訂正いたします。次のページに行きますと、新しい方には、「あるべき姿に向けた適切な創造の推進」という言葉が追加されております。今、手元の資料の中には創造の推進、「の推進」という言葉が3文字追加、付いているのですが、私共の方、こちらの資料を作りましてから、再度検討いたしまして、推進と言う言葉が建設事業を連想させると言う意見がありましたので、私共の方で、「の推進」と言う言葉を3文字取りたいと思っております。こちらの項目に於いて言いたいものは、創造施策に於いては大畑川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を取得可能な状態で次の世代に引き継げるように、取り組むということで、取り組みを記述したい項目でしたので、の推進と言う言葉を削除していただきたいと思っております。

次のページにいけますと大きな変更点と致しまして、これまで化学的水質調査という言葉を使っていたものを、「公共用水域水質調査」という言葉に変更致します。又、その説明書きと致しまして、これまで県が小目名橋観測地点において、実施する測定を継続的に行うと言う表現に留まっていたものを、「小目名橋観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目測定を県が継続的に行う」と言う風に改めを致します。真ん中の表中の保全地域と書いてあったものを保全地域の表現をやめまして、管理区間というものひとつに致しました。次のページにいけますと、大きなものと致しまして、私共の方で管理すべき基準値というものと、指標というものを混同した表現となっておりましたので、今回改めて整理いたしまして記述をしております。1ページ飛ばしまして、保全計画の9ページ目という所にはこちらの変更点と致しまして、保全地域の区間の見直しによりまして、新しい方の(2)なのですが、これまで高橋川の区域と言う表現を使っていたものを薬研橋から上大畑橋までの区域という言葉に改めを致します。又、(1)番のスギノコの区域・薬研溪流の区域というのものも、赤滝上流の重兵衛沢合流点から薬研橋までの区域と言う風に区域の見直しを致しました。後、小さな変更点と致しまして、私共の方でただ単に環境守人(もりと)という言葉使いをしていたものを正式名称「ふるさと環境守人」、という言葉に改めを致しております。

先程述べました里親制度という言葉が、9ページの下の方にございます。そして次のページの10ページ目に於きましては、あるべき姿に向けた創造というものが、アからサにわたりまして記述がございます。こちらの方の記述、今回初めて審議会の皆様にご紹介する文章ですので、この点を中心的にまたご審議していただければと思います。こちらのあるべき姿に向けた創造という言葉を書いておりますけれども、先程訂正致しました言葉ではあるべき姿に向けた適切な創造と言う言葉を使っておりましたので、言葉の表現を統一するということで、向けた適切な創造という風に訂正いたします。そして保全計画の最後のページ12ページのところに、こちらは現地管理体制と役割分担というものなのですが、こちらの表、誰が何処にというものが表中に記述がありませんでしたので、「ふるさと環境守人」が巡視して、連絡窓口は河川砂防課ふるさと環境グループであること、県・国・町は管理担当機関として現場での対応をするという

ことで、「ふるさと環境守人」による報告は、河川砂防課長にすることが解かる様に表中に記述を付け加えました。一番最後の18ページ、19ページに於きましては保全計画に出てきます語句説明の記述を付けております。

今回、語句説明をしなかったのですが、語句説明を後ほどご確認いただけたらと思います。

こちらの中でご説明したいものとして、ユニバーサルデザインという言葉が出てきます。こちらの言葉は、「年齢、性別、身体能力の違いなどに関係なく、より多くの人々が利用しやすい様な建物、製品、サービスなどを作っていくと言う考え方」、こう言う考え方も私共の方で、今後行っていく創造と言う中に取り組めたらと言うことでユニバーサルという言葉を使っております。あとはですね、一番最後の19ページの森林の多面的な機能としまして、「森林は多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能のほか、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する機能、風害や潮害を防ぎ、騒音や気候を緩和する機能、安らぎや憩いの場、教育的利用の場を提供するなどの保健・文化・教育的な機能、木材等の物質生産機能などを持っている。」と言う言葉の語句説明がございます。

説明、非常に長くなりましたけれども、以上で説明の方を終わらせていただきます。

佐々木会長

どうもありがとうございます。今、事務局のほうから保全計画、指定地域についての説明、前回の審議会で出た時の案から今回変わったとこの説明を中心にして、ふたつの案の説明がありました。

何か質問、ご意見がございましたらお願いします。

東委員

まずは質問したいんですけども、追加資料のほうですね、最初のところで保全地域案についてとあります。まず最初に、森林の区域とありまして三行のあとに、
、
とあります。これが新たに考え方の中に加わったと言う事ですけどもそれぞれ教えて頂きたいのですが、
番目の保全地域に指定された場合、施策の検討がし易い区域であること。第一次産業に関しては、この条例ではそもそもその活動を妨げるものではないというのが、基本的な前提にあったと思います。そうすると施策がし難くなるということが、保全地域を指定した場合に起こりうるのかというのが1番に関する質問です。それから2番です。奥地に入った箇所が危険であるという箇所、人が利用し難い箇所ではないこととありますけれども、優れた景観或いは、高い自然度の場所と言うのが基本的にこういう場所じゃないかと言うことが想像される訳です。

白神山地にしても十和田湖等の国立公園にしても仏ヶ浦にしても、必ずしも安全ではないですし、人の行きやすい場所でもないことと書いております。何故、ここでこういう事が起こるのかを教えてください。3番目は川の周辺が途切れず連続するこの具体的に状況がイメージし難いね。途切れずと言ってもどの程度途切れるのか、具体的にどういう状況で途切れたと判断して、ここは保全地域に相当しないだろうと言う風に判断されるのか、この3つの点、お願いしたいと思います。

佐々木会長

追加資料の左側にある、
、
についての説明ですけども事務局の方よろしいでしょうか。お願いします。

林政課（石田総括主幹）

私は林政課企画グループの石田と申します。昨年度におきまして、河川砂防課さんと一緒に森林に於ける保全地域の地域案、これを一緒に検討してまいった訳でございますけれども、その経緯とですね、今、東先生からご質問のあった事に付きましてお答えしたいと思います。東先生の仰るとおり、条例の主旨からいまして農林水産業を排除するものではないという事、まったくその通りでございます。一方、保全地域と言うのは条例或いは、基本方針からきまして次代に引き継ぐ特に重要な所を指定すると。そういう風な主旨も書かれておる訳です。

先程、東先生からご指摘がありました3点につきましてでございますが、そういう意味で ですね、保全地域に指定された場合、施策検討がし易い区域であることで、東先生のお話は先程、農林水産業、林業をですね排除するものではないということからそういった施策がし難くなるということではないと思うというご主旨だったと思います。

この つきましては、林業そのものではなくて、保全地域に指定した上で、例えば、時代を担う子供達に対する森林、或いは環境の重要性といったものを教育観察する、そういう主旨で。或いは、地元の方々と一緒にですねそういった活動をして行き易いそういう施策を検討し易いという主旨から検討したものでございます。

従いまして、 の奥地に入った箇所が危険であるような箇所、人が利用し難い箇所が無い事も と関連致しまして必要な条件であるという事で設定したものでございます。また、 つきましては大畑川最上流のスギノコ生息地域に至るまで、かなり長い流路になっておりますけど、前回の指定地域案におきましてはスギノコの水面の周辺の森林と言うのは地域には入ってございませんでした。これをそこまで、その川の兩岸の水面も含んで川の兩岸の森林も含むという風な形で線引きした訳でございます。線引きというかですね、協議を進めて来た。当然、東北森林管理局、当時は青森分局でございますが、こちらと河川砂防課さんあるいは私の林政課と三者でですね、具体的に進めてきたわけですけども特に先程申し上げた施策の活動がしやすいという主旨から、今、国有林、民有林もそうですけど森林の機能区分、例えば資源の循環利用林でありますとか、災害防止を中心と致しました水土保持林、それから森林と人との共生林と言うような森林の主要な機能によりまして3つに機能区分しております。その中でこの大畑川流域におきまして森林の機能区分の森林と人との共生林ですね、この機能に設定されております森林を中心と致しまして区域を協議したという結果、このような整理になったということでございます。以上であります。

佐々木会長

はい、どうも有り難うございました。3番目はいいですよ、1番目と2番目方よろしいでしょうか。

東委員

ちょっとよくわかりませんでした。皆さん、解かったでしょうか。例えばですね、2番目の、人が入れないと言う所が教育的に利用できないというのは解りますけども、そういう所を排除すると言うのはよく解からない。勿論、人がアクセスしやすくして優れた自然を守っていく。そこを環境教育の場としていくのが、考え方として正しいと思うのですけど。

この条例の元々の主旨に、自然度の高い所を排除すると言うような、奥地とかそういう所を取り除くと言うような基本的な考え方はあったでしょうか。私は無かった様に記憶しているんですが。

佐々木会長

はい、どうぞ。

附田委員

少し硬直したような状態になっておりますので、わたくしがこれから申し上げることで少しはお役に立つかなあという事で申し上げます。実は今の東委員と私は、ほぼ同じ様な印象がありまして、私の思っている森林とか林業であると言う技術基準あるいは感性と言ってもいいのかもしれませんが、合わないなあと言う感じで違和感を非常に覚えた訳でして、委員長の佐々木先生のご挨拶にもありました通り、森を活用しながら地域の特性を生かして保全創造を図る。そして、例えば、土砂流出云々、森林の方にはまるっきり出ませんよと言う意味かと思えます。

それから、資料の2の一番最後のページにですね、右側の方に森林と言うものがありまして、基本的指定要件と言うのがある訳です。良質な水の確保に寄与する区域、多様な動植物の貴重な種が生息、生育している区域、もうひとつありますね。この事は、どう言う事かと言いますと広がりを用意していると思います。

保全を考えた場合に、日本の法体系がありまして河川法があり、上流部に森林法がありその中間部に砂

防法がある。そうしますと河川と言うのは、延長であったりそれから毎秒何トンのスピードで水を流させるかと言うことであります。砂防であれば何m³の土砂を堆積させるかなんですけれども、森林の場合にはいろんな効果を期待する場合には、dimension2 m²で稼ぐのですね、ですから、その狭小な場合というのが絶対在り得ないです。大きな広がりを持たなければ、水資源にしましても、土砂流出防止にしましても、今の豊かな生態系にしましても在り得ない訳です。浸透の機能をする場合でもたくさんの落葉で肥沃な土壌を作っていく、ポーラスなものを作っていくには、狭い中で絶対在り得ない訳です。ですから、基本的な広がりを意図していながら急遽最後の一枚の追加になりました。

追加資料の中で精査した精査の方法として。と言う風に1,2,3、非常に技術的に脈絡の無いこのミクロのものがポンとでてきた訳ですね。ですから、理念であるとか技術系で短絡的に飛んじやったのですよ。ですから私も同じように、東先生みたいな疑問を抱いたのです。でもそれを私は非難するのではなく国有林という非常に責任ある立場なのでそれからそれは、森林法の中で国有林管理者はそれを守っていきます。例えば、今の森林の3区分というものを、人と森との共生林であるとか、水土保持林であるとか、そっちの方を責任を負いますから今の様な条例の方につきましては、狭くてもいいですよとか、それからいろんなことを手を加えたり、活動の場に絞って下さいとか、こういう事であれば私は精査の意味が出てくると思うのですけど。それがなく飛んでしまうから、それは技術基準の入れ替えだと私はそういうことで違和感を覚えた訳です。

多分、この条例が出来たすぐ後だったでしょうか、県と当時の分局と覚書を交わしていますよね。あの辺りが裏打ちされたものであれば、わたくしはこの見直しというのはですね、非常に今の技術的な落差を埋めることができるし、活動上からもそれから森林をきちっと利用しながら、そして保全、いろんなものの環境的なことに活用していくことが担保されると思いますので、条例だけを我々が議論するだけでは手に負えない。現実としましてもそういう森林の広がりを管理運営していく国有林しかないのです。

これはあまりにも広いためにですね、堀の中でそれを期待するしかない訳ですから、その条例の中の河川砂防課さんがやる活動の中では、私は部分的にならざるを得ないでしょうし、線的なものにならざるを得ないです。本来の自然を、そのまま美しさを保つとかですね、森林、河川を含めて自然のそれをきちっと活かして行く事になれば、これはもう各々ところで分担せざるを得ないとそういった周辺の事の方が私は大切だと。そうすれば全て解決出来るのでは無いかと印象を持っています。以上です。

ポーラスとは、「穴が多い」「浸透性の」という意味。 porous(英語)

佐々木会長

実際にはその通りなのですね。この指定地域にしても県の保全原案にしても窓口は河川砂防課になっているのですけども、今ここに並んでいる課が全部協力しあってやらないとだめなのです。森林の方は林政課さんが責任を持ってやって貰わないと言う事でございます。――解かりました。まだ、食い違っている所があるので。少し、審議していきたいと思えます。

附田委員

それでですね、もうひとつ付け加えないとよく解からないとことがあるのです。修正の前の保全地域かなりの広がりがあったのですよ。そして、これなら旨いくのではないかなあと思ったのですが、今度はその中間部から上流、特にもう線になってしまったのですね。そう言っていながら、ある図面が、横断面図がありますけど、こちらは森林で保全しますよねと言ってもですね、それこそ絵空なことであって森林の機能を期待したものじゃないと言うこと、そこでもうやっぱりミスマッチですね。前の方があればこの通りですといったと思います。以上です。

佐々木会長

はい、有難うございます。今日の審議は四時まで続ける予定です。今日の見通しについての私の考えなのですが、今日のこの案を取って実際に実施していく方向性を保証したいと思っています。それでですね、いくつか意見がかみ合わないところが合った場合、付帯事項で最終的には考えていくつもりです。そ

ういう点で、まだ、1時間がありますけれどもまず、違っている所が何処かはっきり言っていただきたいです。最後には調整できると思います。どうしても折り合わないところは、付帯事項をつけながら修正していきたいと思います。こういう審議でいきたいと宜しく願います。

計画、それから指定地域のここのところの案が取れば、県条例の具体策が県民、外に出て行きます。その時、この原案でいいのかどうか。図面等についての意見、それから実際の内容についての意見、この点についても願います。

角本委員

角本です、今、東先生の方からご指摘頂いたこの三点の部分が、恐らくこれ全体に係る本当の根っこにある問題をはらむんだと、それと細かい所からですけども、今のこの三点の中の部分とそれから創造のところ議論されているユニバーサルデザインとか何とかと。要は、人を川に近づける、近づけない人を、ですね、その所に物凄く混乱があると。

それからまず、ユニバーサルデザインと言う言葉を使うのであればこれはちょっと過大に動き出す恐れがあると言う事は、過剰整備と言う事がある。と言う事は、大畑の地元の流域会議でも議論が出た所です。と言うのは、この条例のその一番自然らしさと言う部分は恐らく危険を含むのだと、東さんの先程の指摘もありましたけれども、その危険な部分に対しての過剰な接近と言うものを許す、危ない表現の仕方であると思いますのでこの辺りがある程度考えて頂きたいと言うことです。

それから、附田さんが仰るように、ガバツとやれるのであれば一番最初の図面と言うのは、ある程度の幅と広がりや奥行きがありまして、すごくこれはすばらしいのだと言うことを見ておりました。それから、此処の保全地域の部分等に関して保全計画の中の、後段部分の創造というところの絡み合いからすれば、逆に上大畑橋から下の部分を切断する必要が何処にあるのだろうかと言うことも正直なところでは。

と、言う事はそれぞれの此処で県の皆さん方、それぞれの所管の課長さん達が御出ですけどこの部分がある程度、はっきりとした県土再生の見取り図の元に相互に話し合われば、ここが切断される意味が何もないと言うような気がしております。

漁港にしてもですね、本当に自然調和型工法と言う事が、水産省から出ておりますし、いろいろな形での環境と言うものと住民の暮らしと言うものそれから環境再生することによる、暮らしの再生という方向というものは、連動して各そのセクターが出しているわけですね。その時からすれば、我々が、一番最初のこの流域条例をですね、期待を寄せたのはまさに分水嶺からそして下流域海岸の丁字形にあるひとつの思いをもって切れ目なく指定されていくのだろうということがございました。ですから、保全地域のものの考え方というのは良好な自然の部分の保全するというものの考え方ですが、それにしても良好でない部分というもの相当中流域から下流域にある訳ですね。その部分に関しては県土再生の方向付けの中で、むしろ保全というよりも地域との共同の中ですね、どう再生の道筋をつけていくのかという事がこの中に書かれている訳ですから、上大畑橋から下流域の、その部分を寸断する理由もこの際はないのではないかなあと言うのがひとつの意見です。

その下流部分と先程、東さんがご指摘頂いたその上流の森の問題をやっぱこれは本筋の問題を含む訳でもう少しきちっと議論した方がいいと考えております。

とりあえず、長くなってはまずいですからこのあたりにしておきます。

佐々木会長

最初と言いますか、後段の方の河川の上大畑橋というのは、この資料の2の27ページ図で言えば一番下流部にあるのですか？

角本委員

27ページですね。これで見ますと漁港部分と漁港区域ですね。漁港区域がボツッと外れていますね。その辺りは外す意味がやはり無いような気がするのです。

ですから、これはきちんと漁港区域が外れていることは、もう少し検討する必要があるのではないかと

ということです。漁港だから、と言う読み方は、これは凄く非生産的な気がします。

漁港・船着場と言う風に読むのではなくて、そこが最良の漁場であったという事を思い出すべきだ。この保全計画の中では、昔の環境を復元してくる。前回のご説明ですと、昭和30年代をひとつの目安として、復元の指針としていくというお話もありました訳ですから、当然その時はですね、ここは磯と砂浜が交互に連動する場所です。まさに、大畑最大の漁場の上に乗っかっていると言う事で、未だに、漁港は凄く漁場になっていると言う事です。ですから、そこのところからすれば、もう少し突っ込んだ読み直しをしていけば、これはすばらしいものになるのでは無いかというのがひとつの意見です。

佐々木会長

前の審議委員会の時よりも森林区域のところは縮小されていますので、ここに付いて、どういうことで縮まって来たか、また増えてるところもありますけれど、それも含めて説明していただけますか。それから、あと27ページで言えば、下流のところは河口域ですね。外れていますけどこれはどういう事だったのか、確認の意味で事務局の方、説明していただけますか。お願いします。

林政課

林政課でございます。先程うちのほうからご説明申し上げましたけれども、基本的には私も広がりはあるべくあったほうがよろしいかと思えます。ただ、土地所有者である、国有林といろんな協議をする際にですね、国有林は受けの経営をやっておりますのでその中で森林と人との共生林と区分されているのが、今新たに示しました区域になっているのです。

それで委員の皆様が感じているのは私も正しくその通りなのだとおもいますけど。経営上の問題もありますし、彼らの経営の中で区分している部分のところ赤い色で線引きを了解せざるを得なかった。ちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、そのような経緯がございました。まず経緯の報告だけでございます。

河川砂防課

河川砂防課でございますけど、林政課長からのお話の概略的な補足とですね、先程の下流の河川の事についてお答えいたします。国有林の保全地域は先程来、議論していただいているように、前回とは区域が縮小になってございます。当初は前回の区域指定は殆どがいわゆる森林区域単位ということで林班に寄る線引きがされていたわけですけど、今回いろいろな先程の説明の中にもあったことを含めまして国有林。当時の今の森林管理局さんとの協議などの中で、小林班という形での区域を設定したというのがあって、小刻みに少し区域が河川の、一体性の関わりの中で変わって来ているという部分もございます。こういう事で、いずれにしろそれぞれの関係機関との協議調整が整ったと言う形で今回河川と一体となる区域が、まず提案させて頂いたと言うのが、今ご覧頂いている区域でございます。それから河川の下流部に付いては、先程角本さんの方からお話がありましたが、ここは旧河川は、今この区域に該当しております。旧川、これは昭和29年代にこの河川の改修がなされて今の真っ直ぐな河川改修計画で整備されております。

実体としては、その後もいろんな災害等が3年に1回くらいで頻繁にあった訳で、いろんな河川改修事業ですとか、災害復旧事業を経て今のような河川の形に整備されてございます。

これだって、完全に完成形の断面に至ってはおりませんで、ある程度川床掘削としながら整備して行かないと20分の1と言う確率の河川の改修計画に基づく確率面の断面にまだまだ能力が満たしておらないのですけど。いずれにしろ河口部は護岸があり、干潮区間でもございますので、コンクリートの壁になった形で護岸が整備されている区間が橋から下流に付いては多ございます。尚且ついろんな形での川床の掘削ですとか、そういうことの行為がいずれ出てくる可能性が充分あります。そういう意味で創造という形の中の今すぐここを区域に入れて、様々なそういうハード面の行為をしようと言うのが中々厳しい、難しい。むしろ干潟的な要素を残した形で今のままの姿を見届けている方がまだ良いのかな、むしろ区域に入ってしまうと、なかなかそういう事で非常に難しい部分もあるのかな、という様々な思いを込めて今のところは先程の漁港の話で具体的には確認しておりませ

んけど、今の様な形で提案させたいと言いたい事でございます。

佐々木会長

広い方が良いと言うのは解かっているだけでも、実際だけでもね・・・。

附田委員

もう一度追加資料の、精査の方法をこだわる様ですけど、左側の所をご覧になって頂きたい。単にそういうことでは無く、国有林との調整の結果という風に事務局の方が言っているわけですから、そっちの方の広がりであるとか、そういった部分は国有林の事業の中できちんと責任を持ってやっていきます。ですから今の条例サイドの方に付きましては、もそうですし特にイなんかはですね、活用の沢山の市民一般の方々が入ってくる訳です。正にそうでしょう。それから、の所はちょっと解からないのですが、広がりを稼ぐ分に付きましては国でやりますので、条例分野はこの辺でそういう前提があって調整が付いて精査しました。これだと私は技術的な矛盾が無いと思っております。そここのところが無いものですから、技術基準が飛んでしまうのです。急に物差しを変えてみているという事で妙だな・・・。という事があるのだと思います。

佐々木会長

はい、どうぞ。

林政課

はい。林政課でございます。はい。仰る通りでございます。先程申しあげののを忘れましてけれど、皆様ご存知のように保安林制度という制度がございます。実はまだこの付近は保安林にはなっておりませんが、国有林の方では近々保安林に指定すると言う予定になっておりまして、ただいま附田委員の方からお話がありました様な何といいますが、保全的なですね。或いは経営とマッチさせたような取り扱いと言う事は十分に担保し得るだろうと思っております。

佐々木会長

はい、どうぞ。

清野委員

あの森林の方で、いろんな経営計画だとか保全の計画があると思うのですが、その中に、多分地域住民の方にいろいろと伺いながらとか、里山的な活動を許容していくとか、いろんな森林法の可能性を広げた中で、この地域が見直されていると思うのです。そこでもうちょっと第1次案は、私はこれで随分県の方でご努力されて連続性だとか、流域のそういう意味では進歩した部分もあるのでそこは評価しているのですが、森林共生の中でもうちょっと可能性の部分を提示して頂いても良いのかな、という気がします。それは例えば、魚つき保安林だとか、保安林という事の定義のもうちょっと、条例の精神にのった見直しですとか。そういう中で次に向けてですね今後林政側から可能性だけでも今回手がかりが示せれば望みを繋いで行けるのかな、という気がします。それがひとつ。

漁港の事なのですが、今回森林の事で、多面的機能が出てきているのですが、同じく、水田だとか或いは漁村の事で多面的機能と言うのが見直されていると思うのです。

今、大畑川河口域の所で漁港区域がごっそり抜けちゃっているのですが、漁港区域と言うのは基本的には、要するに港の施設としてのエリアだけでは無く背後地の漁村と海だとか、或いは人と海の繋がりとかがいろんな点での広い考え方の基で漁港区域というのを考え直せるように、段々成って来ていると思うのです。

前はもうちょっと施設というか、防波堤がどうなのかとかという事で区域を決めていたのですが、もうちょっとそちらの漁村の方も広い見方が出来ると思うのです。ですから今回は出された案というものは、かなり本当に行政的なぎりぎりの詰めで出された案だと思いますので、尊重したいと思っておりますがこの先ですね、そういったそれぞれの施策の中での可能性を森林の方と同様に漁港の方でも見直して頂いてもいいのかな、と思います。それから河川に関して言うと、やっぱり総合土砂管理という事で上流から河口域、そ

して海岸という事でずっと土砂だとか最近の水という事で見直されているので、そういう意味では、肝心の結節点と言う所が、ごっそり今回の所で抜けています。今までの従来型の河川区域、漁港区域とか、土砂管理ではもうここが一番難しいところだから抜けているんですけども、今後、県の中で調整して頂いて、新しい施策だとか、或いはこの条例の中で創造という概念の中に入るかもしれませんが、再生という事で修復でもあり、創造でもあり、再生でもありというようなその場所に合った手法をもうちょっと計画的に詰めて行くところのエリアが連続したり広がったりしていくかなと思っております。即答は難しいかもしれませんがそういった新しい方向性をもっと導入していけるのかなという気がします。以上です。

佐々木会長

漁港漁場整備課さん。今の清野先生のお考え方を受け入れて将来含めてそこまで考えて良いのではないかなという点に付いていかがですか。

漁港漁場整備課

角本委員と清野委員の仰る通り、うちの方の今の計画は、平成14年から漁港と漁場を一体的に整備する計画で今事業推進しております。確かに大畑川の下流部は物凄く古くから漁港として施設があったところなのです。今の漁港の長期計画を策定するときに左岸側と言いますか、東側に付いてはですねもう殆ど整備が終わったので、漁業関係者それから大畑町とお話して川の中の施設が相当古くなっているし、特に今年度施工しようとしている大畑川の左岸の一部なのですが、ちょっと陥没した箇所等が見受けられて、その背後に道路があるのです。生活道路になっているという事で、あそこだけは緊急的に整備しないとちょっと住民の方に何か遭ったら困るだろう。という事でその部分については16年度施工する事となっております。更に、橋から海までの間にいろんな計画を今もっております。皆さんうちの方の漁港整備も自然と調和すると言うことでやっておりまして、ただ、今の在る施設を全て取り壊してとは、中々それは難しい。ただ今後、改良の計画が在る時にですね、なるべく自然に対応したといえますか、両側のその護岸の整備になるんですが、その辺でちょっと今後検討していきたいということで、今事務所とお話しております。ただ生産の場なので、漁業協同組合または利用者だとか多々協議する方々が一杯いまして、今この場ですぐやるとかという事では無くてですね、皆さんの意見を踏まえながら生産の場は生産の場として出来る限りのことを、今後ちょっと検討していきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

清野委員

その漁港の議論の時にそういった条例の理念を入れながらですね、計画を作って頂くという事はちょっと重荷だな、と思う方も居るかも知れないのですが、やっぱり大畑川の河口でそういった漁港の事業のやり方とか解かって来るとですね、多分もっと賢明でもっと難しい河口の漁港とかがあると思うのです。だから私はこのチャンスを行政的にも逃さないで頂きたいのです。地元もかなりご理解あるし、いろんな熱意があるところでどうやったらその河口域の川港から発展した漁港を港としても、それから漁場としてもうまくやっていくかという、ここはやっぱり試金石だと思うのです。そこはやっぱり現場の方も含めてですね、ご検討頂いて是非次のステップで結構ですのでがんばっていただければと思います。

角本委員

この条例というのはなかなか本当に調整は大変難しい状況の中で各課の皆さん方が今まで詰めて来たということは文言の整理とこの表現の少しづつ明確化されていくという事で、推測できる訳です。けれども、もうひとつやっぱり条例ってなんだろう。という事を考えてみたらもう少し皆さんが楽になれるのではないかなという気がするわけです。

実は我々の流域会議の方では、この条例って何かって言ったときにこの指とまれ条例にしたらいんだらうね。という表現をしていったわけです。という事は大畑川に限らず流域分水嶺から河口域までの全てのそのやつを一体的に指定して行った時に、それに係る各所管の皆様方がこの流域条例に魂を入れるべく我々の所管はこういう形で、この地域の部分は魂を入れましょう。この条例に我々の森の方はこういう風にしましょう。河川の方はこういう風にしましょう。勿論、林野等それから漁港の方はこういう風にしま

しょう。そして住民はこういう風にこれに係りましようと言う形でこのひとつの理念を整除した段階で、各所管が調整では無くしてそれぞれ提案を持って、条例を豊かにするという方向性というものがあつたら、もっともっと皆楽になるんじゃないか、思えるわけです。と、言うのは今までが各所管の中で寸断されてきたという事はもう紛れも無い事実だと思います。そしてその中で皆さんが本当に県と一体的なものとして再生・保全・創造していくと言う事で、ずっと詰められて行くというのは画期的なことだろうと思います。

ですからそれをもう一段進めていけば、正に各所管のこの指止まれと言う形でこの条例に止まって行つたらこれは物凄く機動的な対応も、そして一体的な議論が出来るのでは無いのか。そのひとつの例として今、河川砂防課長さん或いは漁港の担当者の方からお話ありました通り、それぞれ事業を抱えていると言うことは町の方からの説明からでも解かります。

その時にこの指止まれ条例、一体条例である。そこであれば例えば河川砂防課さんが大畑川の洪水疎通能力を様々調査しました資料がございます。その時に例えば漁港区域内での丁度その通水部の部分を今は危ないということで、補強しようという形での議論が出てきている。洪水疎通能力からすれば、通水部を逆に拡張しなかつたら、疎通能力が保て無いと言う調査が確か出ているはずで、そういう事からすれば、漁港と河川砂防課さんが共同してやっていけば町の方の洪水疎通能力が河口部を検討する材料になる。その時に大きく手を加えるのであれば、その中で最善の手法がどうすれば可能だろうと言うのがこの中で相互に提案しあうと言う事も又、可能になって来るのではないのかという期待感がある訳です。

ですからその辺りを一応是非とも念頭に入れていただいて、皆さんもっと楽になるようにこの指止まったという形でやって、この流域条例が画期的な流域条例にする事を大畑流域会議は心から臨んでおります。宜しくお願ひしたいと思ひます。

佐々木会長

次回の審議会では、漁港区域に本条例を適用した場合の将来構想について考えられる範囲内でお話ししていただくことにしましょう。清野委員からはこの漁港区域を含める意義についての発言がありました。人と海との繋がりと言う点でも重要だということでした。今の発言の中で出て来たのは河口が漁港になって、この地区では生産の場になり魚があがって来て海と川と人を結びつける重要な場になっている。そう言うところを何か地元の人が解かる様な形で構成するとか、或いは他のものでもいいですから、要は私のふるさとはこうなんです、漁港もあり川もあり森もあり、そういったときの漁港の部分で何かアピールできるもの無いかを示して貰えますか。漁港区域、それから河川では下流の区域、そして森林では最上流域を含めるべきだという御意見はあつたのですが、それぞれ事情に付いては説明がありました。条例の理念、考え方と言うのは重要だと言う意見これはもっともだと思います。例えば、資料2の14ページの保全地域の部分森林の前ですね。本来は流域全部海岸まで含めて保全地域の指定区域として考えるべきであろうけれども、次の点に留意する必要があるだろう。

まず、漁港区域に付いては人と海との繋がり、生産の場としては重要ですけども、まだこの条例を適応するまで準備が完全ではない。漁港区域に付いては引き続き検討していくことが重要です。それから、河川の下流区域が外れて、治水事業が進んでいるのでこれとの関係で、将来は指定区域になる可能性があるけれども、検討していく必要があるだろう。

それから森林区域に付いては流域の上から全部見る必要があるけども、国有林との関係、調整で県として県民に責任を持ってやれる範囲と言う線を重視した。そう言う点を、ここの14ページの森林の前の辺りに文章をいれると言うことでいかがですか。

この条例の理念と言うものを、ここで謳いつつ実際にはこうなつてしまったと言うことなんです。

角本委員

大畑川のこの部分での指定に関してですけども、県の皆様方の努力が大畑の人たちは皆わかっているものですから、これは、うーん、しょうがないんだろうなということ。ええ、そうです。そういう意見

も確かに出ました。ここまでやってくるとは正直いって地元も思わなかったものですから、もしかしたらこれ、やれるかもしれない、というのが最近ものすごく盛り上がってきて、そして流域会議という状況まで地元からきちんと応答しようという形で、各組織、各団体、ほとんどの組織体がこの流域会議に参画しました。ですから、大畑川での提案は、流域ではいくらでもでてくるだろう。ただ、先ほど林政の方のお話を伺ってですね、林野庁の方で保安林指定の動きがあるという事ですが、恐らく保安林指定という形はポツポツといかないと思うのですね。もしかしたら、水系を取り囲むようにして保安林指定になりうるのだろうと思う訳です。問題はこれでもよくやったと、しかし、大畑としてはあくまでも水系全般のこの思いがあるわけです。その時にこれで固定されては困る訳です。成長する条例と言うお話が文言にありますから、そう信じたいですね。たとえば来年度流域会議及び大畑が総意で水系全般の指定をお願いしたいという形でいった時に、どういう風にその各課の、連動した対応がそこで動き始めるのかという、それがこの流域会議で議論になったのですが、方向性はあるけれども、これで固定してしまうのではないかと、これがずっと引っかかっておりました。だから、水系の保安林指定というおそろくすべて林政課を中心として林野庁の皆さん方と交渉になっていくと思うのですが、この保安林指定の段階では流域条例の精神に乗っ取って、保安林の本当ににぎりぎりの折衝と攻防をして頂けるのだという事であれば、そして、それを地元が支えるのだという方向を、きちんとある程度盛り込む事が出来れば、みんな知っていますので。ただし、これで固定されては適わないという思いがありますので、その辺り何か良い表現があればいいのではと思っているのですが。

林政課長

仰る通りですね、我々は当然県土を守るという立場でございますので、しかもその保安林は今の線引きの部分で保安林にするという意味ではございません。保安林は当然、附田委員、最初仰ってありました様な、面的な広がりです。だから、保安林指定の際には私共、当然交渉しますので、それはお約束します。それともうひとつは、地元の応援もぜひ必要な訳でございますが、いろんな場面で国有林を悪く言っていると取らないようにして頂きたいのですけれども、いろんな制度の上で地元として県として、市町村として、或いは一般住民でもその意見や要望を言える機会はたくさんございますので、その際には今回のこの議論を踏まえまして、十分に意見を申し上げて来て交渉をしていきたいという風に思っております。ただ、それを積極的にその表現出来得るかどうかは少し考えさせて頂きたいと思っております。

佐々木会長

はい、お願いします。

田村委員

私も、出発点として今回のこの保全地域及び、この計画でいってもいいかなと思います。今後その地域で創造的な活動をしていくわけで、その中でこの保全地域を新たに検討するという事をしていければいいかなと思います。その時にですね、私前回も同じような事を言ったと思いますが、やはりこの何をするかということが重要なわけで、保全地域もそれによって当然変わって来ると。今回、森林に関して精査の方法として先程三点、出ました。特に上の、を考えると、結局は三機能区分の森と人との共生林だけではなく、条例の保全地域に今後なっていくような、それでは困るというふうに思います。これを前例としないで、保全地域というのは三機能区分に別に捉われる必要はなく、地域の活動内容及び行政の可能性も含めて、その枠に捉われる必要がないと思うので、実質的に今後、民有林地帯とか指定した地域を行うと思うのですが、その際も森と人との共生林を保全地域とするというような固まった考え方はしない方がいいという事を付け加えたいと思います。

それともうひとつ、今回の保全地域であるべき姿に向けた創造という部分が加わった事は、私は非常に評価しているのですが、中身を見るとアからサまで非常に細かく規定されていますが、ここまで細かく言う必要がないのではないかと。むしろ、こう規定してしまうと、これに合致するか、しないかになりま

すので、地域で自発的な会議も結成されたそうですし、理念に基づいてやっていけばいいのではないかと思います。そして、特に最初の方でかつての大畑川流域に近づけるとか、もともとの姿を参考にした森・川・海づくりとか、にわかには理解できない表現がありました。元々の姿というものがどういうものがよく解らないので、理念をいう程度であまり細かな規定は要らないのではないかと。という風に考えました。以上です。

佐々木会長

今の何ページですか。

田村委員

資料3の、全体のページ数の15ページです。15ページの右側に今回の修正でかかった創造に関する部分。

佐々木会長

まず、一般的に細かすぎるといえることですか。

角本委員

大畑川でいけばですね、この目指す指針というのは逆にすごく解り易いという事があります。例えば、昭和30年代の河川の状況というものは、目指すんだとはっきり言われた時に、みんなイメージとしてはっきり持っているという事なのです。だから、大畑の説明会で笠井さんの方から説明があったときも、田村さんと同じようにどの辺りなのという話もでしたが、逆に分かり易い、復元の指針が明確になっていると。これだったらおもしろいぞという雰囲気があります。ですから、河道のショートカット以前のその中流域も含めたエリアでの復元の手法というものが明示されるという事は動き方もやはり全然違って来た。例えば、これを全体の流域条例、大畑川の保全計画という事ではなく、全体の部分だったらもう少し大雑把に理念の部分の強調すればいいが、大畑川の流域計画といわれた時には、これはすごく解り易かったという事を付け加えておきます。

佐々木会長

はい、今、地元の意見も出たことですので、様子も解った事ですので、この10ページの(8)あるべき姿にむけた適切な創造ということでしたけれども、最初の1行目のところに、あたっては、のところ、この県条例の理念は大事なんだという文章を追加したいと思います。ただ、すぐに文章が出てきませんが、ここで一回切って、大畑川流域の河口を考査しながら、としたいと思います。よろしいでしょうか。このまま文章を入れるという事でいきたいと思います。他にございませんでしょうか。

清野委員

大畑川に関しては、やはりきちんと、かつてというのは何なのかという事を地域の古い写真だとか地域の方のヒヤリングをして、漠然としているようでも実証性もあるように努力されていると思いますので、自然科学の立場からするとそうしてデータを基にやっていただける可能性があるのも、変な開発的な創造にならないのではないかと思います。この条例の議論で一番最初に心配された議論がありましたが、それをうまくクリアすべくデータを揃えていますので、これは私としては入れて頂けるとどうかなと思います。

奥村委員

奥村でございます。下北の自然林それに河川の美しさに加えて私がとても大事だと思うのは海岸線のすばらしさだと思っております。私も縁がありまして小さい頃からこの海岸線を見ておりますけれども、大畑川の場合は地元の方々が早くそれに気づいて、子供たちを巻き込んでいろいろな活動を繰り返して行った。それにはいろいろな先生方の、努力と言うか、そういう事が有ったんだろうかと思います。

この大畑漁港に連なる海岸線のなかで木野部自然海岸と、それからちぎり浜と言うものが在りますが大畑川海岸線からずっと下風呂の方までちぎり浜のような雄大な荒々しい自然の素晴らしい海岸線と言うのが昔と言いましても本当にその辺りまではみんな残っていたのですが、気がついてみたらこの木野部とちぎり浜辺りしか残っていない状態となっています。本当に下風呂の辺りというのは、ちぎり浜以上にとて

も雄大な海岸線が在ったのを漁港の中を埋め立ててしまひまして海峡公園と言うのを作ってしまった。それは多分観光と言う事をいち早く取り入れた結果ではないかと思いますが、そのせいであまりに早すぎたのと言うか、あまりに世界的な流れを見なかったせいなのか、本当に幾たびに悲しい思いをすることが多ございます。

そして今、大畑漁港ちょっと前でしたらこの漁港の中のこの辺りの海岸線と言うのはずっとこの条例の範囲と言う事は入ってございましたけれども、今、赤線が引つ張られているのはかろうじて残った木野部の海岸とちぢり浜だけになっております。そして資料の第3の18ページに出ている近自然河川工法と言う言葉は、さっきから気になっておまして、これはバブルが弾けた辺りから世界中が多分こう言う河川工法を行っているのだらうと思います。

ようやく人類が気が付いた結果の工法だと思いますけれども、ただ、私は海岸線と言う事をとても気にしている立場から言いますと、この自然河川工法の中に海岸線というのは含まれているのか。例えば近自然河川港湾工法みたいな範囲まで考えて宜しいのかどうかと言う辺りを伺います。

佐々木会長

はい、今の点について・・・。

事務局(神)

近自然河川工法と言う言葉と言いますか、表現上は、海岸は含んでおりません。あくまでも河川の中でのそういう工法でございます。そのほかにも、ここではございませんが、海岸は海岸でまた様々な自然に配慮した工法と言いますか、環境に配慮した工法とがいろいろございます。ここで表現する河川、その今の限定上河川だけと言う風にご理解頂きたいと思ひます。

佐々木会長

近自然河川工法と言う言葉は計画の中に有りましたか。なかなか意味の捉えにくい言葉なのです。これは、私は使わないです。この考え方を道路にも適用して真っ直ぐな道路を曲げるのです。例えばここから八戸まで行くのに平均時速50kmだったら良いのではないかとした場合、60km出せるようなところを無くして、そしたらかえてそっちの方が良いという結果が出ているのです。スイスと南ドイツの先生方がこういう研究をやっています。

じゃあ、出崎さんこの次お願いします。

清野委員

今のお答え聞いて愕然としているのですが、木野部海岸ですね。海岸のふるさとの風景を取り戻すと言う事が全国的に発信されています。私も色々な、本当は九州だとか沖縄だとか千葉県とかそういう事でそれを見てくださった方が、自分のふるさとの海岸と言うのは写真を見て初めて思い出す位変わってしまった、特に団塊の世代とか集団就職された方が定年でふるさとに帰られた時、ふるさとの風景が無いと言うことに特に目上の方が愕然とされているのです。それを大畑の木野部海岸で取り戻したいと事に対して本当に多くの方が地元風景って何なのかという事を考えられていたりとかですね。

ここでも紹介された地元の方が自分たちの手元の資料を基にふるさとの自然を考え直していく活動自体に、もの凄く多くの賛同といひますか感動を呼んでいると言うことがある。ですから、近自然工法というのは今先生方からご説明有りましたけれども、実は近自然海岸工法と近いものが多分青森県の人々が磯と暮らしたり浜と暮らして居る中でスイスから輸入しなくても青森に有ったのだ、ということの発見自体も各地の沿岸の人達を勇気つけて居ることなんです。今回の資料に、保全区域からちょっと離れているから入れて頂けなかったかもしれないのですけれども。私も本当、大畑の海岸の考え方と言うのは全国の海岸政策を変えてきたのです。国の政策5ヶ年計画の見直し時に、ここが参考になっていたりとか、或いはビジットジャパンとかの中で日本の風景を取り戻すという大畑の事例が研究されたりとか、別にそれが河川局海岸だけでなく、例えば港湾局海岸でも外浜と言う概念の中で大畑の考え方がモデルになったりとかで、

そこは是非県の方でも地元こそ宝があるといった事とか、それを育てて行くプロセスが技術的にももの凄く管理的にも行政的にもあらゆる可能性をこの海岸が発信していた、ということをもう一度県行政の中で位置付けて頂きたいです。ですから、そういった点でもいろんなこの資料の中でもうちょっと理念的なふるさとして実際は何なのか、そういった事も今後検討しながら資料作りをしていただければと思っています。

佐々木会長

海岸法改定の時、青森の海岸が例になったという公式な資料が出ていますか？

清野委員

公式な資料でも出ておりますし、それが自然再生法の国会の審議でも参考の方が解説されたりとかしているのです。まず、海岸法の改正時に自然共生型海岸作り言うことで住民参加でどうやって海岸を作っていくとか、あと漁村の方が環境守人的に、どうモニターして行くのかは全国海岸協会から出ている雑誌にも写真入りで入っていたりとか本当に木野部と言う事で色々なところの議事録を見て頂くと出ておりますのでそれを又、県の方にお届けしたいと思いますので、是非それを青森発で育てて頂けたらと思っています。

清野委員

後、海岸中期政策見直しの時にも木野部の資料入っております。海岸の5ヶ年計画というのを止めて地域主体の公共事業に変えて行くとか縦割りの国土行政を止めるとか言うときもここが参考になります。

佐々木会長

どこかに今の海岸の事を入れてみたいと思います。他に出崎さんお願いします。

出崎委員

出崎です。いつも本当にこの委員会に話しについて行くのがやっとなのですが、資料を見ても本当に「えっ、なんだろう？」と思うことがたくさん有りまして、ドキドキしながらいつもこの議会で過ごして居るところなんですけど。今回聞いていて自分が気になったのが、果たして地元の人ってどんなことを考えて居るのか、どんな声が挙がっていたのかな？というのがちょっと見えなくて、先程、角本さんからいろいろお話を聞いている中で「あっ、地元はこう理解があるのか。」と、やっと少し解ってきたところなんです。今後、意見交換とかいろんな地域でやって行くに当たって、もう少し地元の声と言うのが資料で解るといいな。と思ったのです。ただ、もしかして全然繋がっていないのが私だけなのかも知れないのですけど。(佐々木会長 当初審議始まる前に、3回程地元の人と話合いがあったのです。それについて概略が説明があったのですけれども。)

もう少し具体的な声とかが何か解ると良いなって思いました。これはどういう形で県民に触れていくのか、これから表に出していくと思う人ですけど、私としてはやはり言葉の説明があると凄く助かるなと思ったのですが。まずこう読んでみてあれ？と、思うような言葉が有るんですよ。

こう色々な専門的な知識が頭にある方は「すっ」と、それで入ってくるかも知れませんが、しかしいろいろな方々に解り易いものとするので有れば、そう言ったところももう一回見直して頂いて、解り易い様な県民誰が見ても解る様なものが皆さんに、こう目に触れる事が出来ればいいな。と思いました。すみません。こんな意見しか言えません。

佐々木会長

これが決まると、いや、今日案が決まるとしますね。そうした場合どういう風に県民に伝わってどういう風に動くことを期待してるかという点に付いて事務局の方から説明してもらえますか。

事務局(笠井)

事務局の方の河川砂防課、笠井の方から今の点に付きましてご説明いたします。

手元の方に資料の4と言うものをご用意ください。資料の4と書かれたものの、ホチキス止めをしました次のページに参考という形で資料をご用意しております。佐々木議長の方からまずお話がありましたよ

うに、仮にという形でご説明致します。

審議会一番上の方の表に審議会の開催と言うことでございまして、保全地域案及び保全計画案を審議というものがございます。こちらのものが今回の審議会というものを想定しております。この審議会で仮に案というものがとれましたら、私共の方で条例の第6条2項というものに基づきまして、国有林野管理者・河川管理者、及び海岸管理者・関係市町村及びに審議会の意見を聞くという条例の方にございますので、それぞれの管理者の方に意見を聞くということにしております。その後に必要な手続きと致しまして、保全地域指定の手続きというのが有るのですが、そちらの手続きと致しましては、今、お示しております保全地域の図面の方を公告致します。こちらは公告と言う事で県報、県の方の広報紙、県報と言うものが有るんですけど、そちらの方に掲載致しまして、一ヶ月間縦覧を致します。その間に住民利害関係人の方から意見がありましたら、意見を出して貰えると言う風な取り決めが条例の第6条4項のところに書いております。その意見が無ければ、仮に無ければ知事の方に保全地域の案というのを挙げまして知事の下承を得られれば、保全地域指定の設定をしましてと言うことの告示、保全計画を公表します。と言うものの中身を県報の方に登載を致しまして保全地域が決まりました。と、言う事をご案内する予定となっております。そこまでが事務手続きになりますけれども、その後届け出、特定行為に関する届け出の事務、「ふるさと環境守人」による巡回というものが発生して参ります。

届出事務に対して私共の県事務局におきまして、届出事項に対する適切な指導を行いまして、「ふるさと環境守人」による巡回に対しては、「ふるさと環境守人」からの報告を受けまして適切な対応をして行くということにしております。今後の手続きと致しましてはこのようなもので、改めて住民から意見を聴くと言うものは、真ん中にあります、住民利害関係人から意見書の提出が出来るというところに該当するかと思われまます。説明の方はこれで終わらせて頂きます。

佐々木会長

簡単に言えばこの案が通らないと、まだこの県条例が県民のところまで行かないと言う事ですね。指定地域について委員の考え方で100%汲みとっていない点もありますが、改善の方向性について、事務局の方に説明していただきたいと思えます。変更にあたっては、地元の人達から意見が出た場合どういふうに反映されるかについて説明して頂けますか。

事務局（笠井）

一度、公表した後で地元に関する方から保全地域の変更を求められた場合の作業につきましては条例文の6条と7条です。6条につきましては保全地域の変更、7条につきましては保全計画の変更についての記述がございます。その条例文の写しが資料2の最終ページにございます。

条例文の第6条第7項のところそのまま読みますと、第2項前段及び前2項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第2項公団、第3項及び第4項の規定は保全地域の区域の拡張に付いて準用する。という事で、保全地域の指定の解除その保全地域の変更及び保全地域の拡張というものに付いて、準用すると書いておりますのは、第2項の前段と言うことで、その前段というのは関係する国有林やら管理者・河川管理者及び海岸管理者関係市町村並びに審議会の意見を聞くという風にございます。

私共としましては、関係市町村と言う風な言葉を使っておりますけれども、地域の意見と言うものは関係市町村の方を通じてまとめられた形で、挙がって来るものだろうと思っておりますので、今回、大畑に付きましては流域会議と言うものは、立ち上げられたと聞いております。そして、流域会議の方で出された意見、一度市町村役場の通して頂いて、地域地元からこういう意見がありますよ。と言うものを、役場さんからの紹介、経由という形で、私共、県事務局の方に挙げるという作業をして頂ければ条例の第6条に基づいて、変更・拡張・解除の出来るものと考えております。

すみません。繰り返しますと、保全地域の変更を行う場合、知事は関係する国有林やら管理者・河川管理者及び及び海岸管理者関係市町村並びに、審議会の意見を聞かなければならないと言う風になってますので、この過程で地元住民の意見は充分に反映されるものと考えております。

佐々木会長

変更する時は又、この審議会で審議するという事ですね。

事務局(笠井)

そのように考えております。

佐々木会長

簡単に言えばそう言う事ですね。

角本委員

県の状況、例えば林政課さんが素晴らしくがんばって森の方の保安林指定、ある程度の規模のやつが行われたときに、当初の大畑側、大畑の希望と言うものをはっきりとお伝えしておりますよね。この前段でも打ち合わせ会議の前段でも、謳われている通りその時に県のご努力によって、交渉が変わっていった場合に単に大畑側からの状況変更では無くして、逆に県の側から、大畑側に提案をすると言う事も当然あり得るのだらうと思うのですが。

その辺りはある程度の相互性でやらなければ、意見が無いようになりますので、ちょっと確認しておきたいと思います。

事務局(神)

仰る通りだと言う風に私共も理解しております。いずれにしましても変更が生ずるかどうかが、と言う判断はお互い相互性と言いますか、いろんな審議会の経緯もございますし、これまでのいろんな関係機関との調整もあります。更には地域の方々の意見、これらも充分尊重しなければならないと言う事です。それらが一体となった形で変更がある時期には必要だと言う判断の基に行為が成され、その行為が成す時も当然条例に基づいて関係機関や、国有林野や、河川管理者などいろんな関係者の意見と審議会の意見を聞くと言う仕組みになっておりますので、当然この意見を聞く時には先程お話ししておりますように、地元住民の意見も当然伺う機会を設ける必要有ると認識しております。

角本委員

県の取り組みの事を、利便性を考えた場合ですが、こういう場合はどうなんでしょうか。

例えば、地元から逆に流域提案と言うものを、地元の現時点での流域像と言うものを出していくことによって、そういう状況の変更が生じた場合に県は状況変更が生じたよ。と言うことで指摘して頂いたら、そうすれば大畑の地元が直ぐ対応して行くとか、その最初のイメージといいますか、そのところで最初のイメージが最後のイメージになるかどうか、これは解りませんがどうしたら実効性が上がるのでしょうか。やはり相互に提案しておいた方が良いでしょうか。

佐々木委員

連絡を密にとって県の方で動けばもっと地元の要求が通る様で有ればもっと動いて貰うと言うような方向で・・・。

角本委員

そう難しいことでは無いと思うのですが、林野の部分も含めてですね、水系周辺を保安林指定しても殆ど実質的な問題は林野に有るとは思えないですし、この部分に関してはどんどん状況はその方向になって行くのだらうと思うのですが。ですから逆に希望的な保全地域というものを逆に有る程度イメージを持って居た方が凄く良さそうな気がしないでもありません。

佐々木会長

実際にこの大畑川に適応されていった場合、地元住民の意見がどのように反映され、どのように進められて行くか、そのためにお互いに意見を出したり聞いたりする場を設定していくこと、これも重要です。と言う点では窓口は河川砂防課さんでよろしいですね。

事務局(神)

いずれにしましても、私共、事務局代表と言いますか、県の代表としてお互いの連携が取れるようなシ

ステムを作りながら対応して行きたいと思っておりますが、今の段階でどこまでの声に対応して、どうするとか、そう言うのは明記するのが非常に難しいと思っておりますけれども、いずれにしましても庁内にも連携会議というものを設置しておりますのでそれらを使いながら対応して参りたい。そう言う風に思います。

佐々木会長

簡単をお願いします。

林政課長

先程、田村委員から固定しないようにと言う話がありましたが、共生林に固定する意味では有りません。

それから国有林は国有林の経営と言うことを考えておまして、いつも苦労しておりますけれども、それは確か5年毎に経営計画を見直しているはずでございますので、その際に我が方は意見を言える場面が重々ございますので、地元でも言えますので、その辺で今日の議論を踏まえまして、我々が要望して行くところと共生林で向こうががんばるのであれば共生林の線引きを考え直してもらおうと言う折衝をすることがあり得る訳ですから、そう言う風にして考えて行って、それが連携会議の中で又議論されて地元とやりとりするとそういう形を取って行きたいと思っております。

佐々木会長

年に一回位は、状況に付いて説明して貰う事にしましょう。この審議委員会ですわね。

時間も押し詰まりましたので、ご発言が無ければ案をとることについて、皆様にお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

この指定地域の案と計画案が出ております。今まで審議して参りましたが、この案をとりたいと思えます。ただし、三つの条件があります。一つは、指定区域に付いてはこれまでの審議委員会では話をして来た経過、意見・出た内容と少し委員の考え方と違うところが有るのですが、森林区域がもっと広くても良いのではないか、或いは河川下流では河口まで含めてこの条例を生かす計画なりを持った方が良いのではないかという意見を取り上げることに付いてです。これを資料2の保全地域の指定理由及び範囲の次に盛りたい。この追加文章に付いては皆さんにお伺いします。それが、全員了承した時に案が取れる。それから2つ目は、資料3のところの有るべき姿に向けた適正な創造のところ、ここ田村委員からでましたがこの条例の理念が大事なことから、ここをはっきり言ってそれから具体的に大畑流域の森・川・海づくりに付いての文章にするという修正です。

それからもう一つは、計画と指定地域の文章に付いてです。解り易いという表現が有ったのですから、もう一度委員の皆様に見て貰い、おかしいと思ったところを届けて貰う。この3つを条件にしてこの案をとりたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか？

ありがとうございます。これで案をとりまして、正式な指定地域計画にしたいと思えます。

最後にですけれども、今までの審議で皆様にお計りしたいのですが、国との関係機関との連携、県の内部の部局間での連携をもう少し密にして頂きたい。これを審議委員会の今日の審議事項にしたいと思えますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。と言う事で、県の方もよろしくお願い致します。時間が過ぎてしまいましたが、予定した議題は以上です。

これで審議の方は終わりたいと思えます。では、進行はお返します。

事務局（原田）

佐々木会長、どうもありがとうございました。

ここで事務局からスケジュールなどに付いて、若干皆様にお知らせをしたいものがございます。事務局をお願いします。

事務局（笠井）

事務局から今後のスケジュールに付いてご説明を致します。資料と致しましては資料の4がお手元にございましたらご用意ください。今年度平成16年度は、大畑川以外に三八地方を流れます五戸川、日本海に注ぎます追良瀬川に付いて、大畑側流域と同様に保全地域の指定及び保全計画策定の検討を進めていきたいと考えております。五戸川に付きましては流域の関係する八戸市五戸町、倉石村、新郷村の役場担当者への条例及び、基本方針の説明を平成15年12月に行いました。追良瀬川に付いては深浦町役場担当者への説明をこれから行い、理解を得ながら地域住民などへの説明を行って行きたいと考えております。

そのページの中程から下におきまして今年度の私共の方で、現在考えております審議会の回数とすれば今回5回目なのですが、6回、7回目と言うことで、本年度に3回ほど審議会を行いたいと考えております。

次の審議会の議題とすれば、五戸川流域の保全地域の案に付いての審議及び五戸川の保全計画案に付いての審議を進めたいと思っております。これも流動的なのですが、出来れば7回目には五戸川流域の保全地域案及び保全計画に付いての審議と同時に追良瀬川流域の保全地域案及び保全地域計画を進めて行きたいと考えております。

今後のスケジュール、事務局で考えているものに付いて説明を終わります。

事務局（原田）

それではこれで第5回青森県ふるさとの森と川と海の審議会の議事を終了致します。

県土整備部長あいさつ

事務局（原田）

議事の終了にあたりまして県土整備部長からご挨拶を申し上げます。

県土整備部長

本日は、長時間にわたりまして、本条例の最初の適用となります大畑川流域保全地域及び保全計画に付きまして御審議頂きまして、誠にありがとうございました。引き続き会長、お引き受け頂きました佐々木先生始め皆様方には一つづつご意見、ご教示を頂きました。

保全区域地域の指定に対する考え方でありますとか、或いは県土再生の観点からのご教示、或いは機能確保の為の役割分担、将来的な取り組みの可能性について検討するように、表現の仕方。非常に重要な点ばかりだと、重要なご指摘ご意見を賜りましたという事で、重ねまして御礼申し上げる次第でございます。

県と致しましては、本日の審議会でのご意見を踏まえまして、又、会長から最後にまとめを頂きました3点に付きまして、整理を致し表現の記述を致しまして保全地域の指定及び保全地域の策定心して取り組んで参りたいと存じておるところでございます。大畑川流域の豊かな美しい自然を守り、揺るぎない形で次代に引き継ぐために、議論の中にもございましたが更に地域の皆様方、また国、大畑町、そして県が横のパートナーシップを築きまして、一層緊密な連携を図りながら保全の政策を推進することが極めて重要であると考えているところでございます。

又、将来に涉りまして柔軟性のある対応を心がけて参りたいと思っているところでございます。先程スケジュールとしてご説明申し上げたところでございますが、委員の先生方には今後五戸川、追良瀬川等につきましても引き続きご審議をお願いするところでございます。

引き続きまして何とぞよろしく御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。今後ともよろしく御礼致します。

閉 会

事務局（原田）

これもちまして、本日の審議会を閉会致します。

